

答 申 第 1 8 号
平成10年7月1日

秋田県教育委員会 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 伊 藤 彦 造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成9年3月6日付け教義-1417で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

教育庁中央教育事務所の「平成7～8年度の勤務評定書」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第45号）

答 申

第1 審査会の結論

教育庁中央教育事務所の「平成7～8年度の勤務評定書（異議申立人に係るものに限る。）」（以下「本件公文書」という。）について、秋田県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

平成8年12月6日、異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、本人に係る勤務評定書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を本件公文書と特定し、条例第6条第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定により非公開とし、平成8年12月24日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成9年2月14日、この処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙1記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙2記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年教育委員会規則第6号）」（以下「規則」という。）の定めるところにより、関係市町村教育委員会から実施機関に報告されたものであり、これには、異議申立人の所属、氏名、生年月日、職務の状況、評定、適性、特性等などが記載されており、さらに評定者である校長及び調整者である関係市町村教育委員会教育長の氏名が記載され、当該者の押印がなされている。

2 条例第6条第1項第4号該当性について

上記1の内容と実施機関の説明からすれば、本件公文書には実施機関において教職員の昇任、降任、免職、適正配置等の人事管理という事務事業を行うために必要な情報が記載されていることが認められることから、以下本号該当性について検討する。

（1）本号は、実施機関が行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であって、

（一） 公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの、当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの、特定のものに不当な利益又は不利益が生ずるおそれのあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるものその他当該又は同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

（二） その他公開することにより、県の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの

が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。

本号は、実施機関の行う事務事業は県民の付託を受け、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っているものであり、本来、適法性、公平性、合理性、迅速性等公正かつ円滑な運営が求められていることから、公開することにより、これらに支障が生ずることとなるものについては、公開しないことができるとしたものである。

（2）本件公文書には、被評定者である異議申立人について、評定者及び調整者（以下「評定者等」という。）が下した一定の評価が記載されている。

一般に勤務評定書の評価と被評定者の自己評価は一致するとは限らないもの

であり、勤務評定書を公開するとなれば、評定者等は、記載内容の当否について批判を受けることを前提に記載せざるを得なくなり、その結果、率直な意見を記載することを差し控え、当たり障りのない意見を記載することになりかねず、ひいては評定者等の意見が人事管理に的確に反映されない事態が生ずるおそれがあるものと言わなければならない。したがって、本件公文書を公開した場合、勤務評定に係る意思決定に支障が生ずるおそれがあるばかりでなく、人事管理という事務の目的が損なわれるおそれがあると認められる。

さらに、勤務評定の結果については、規則第6条第4項において「秘密の事項として取扱わなければならない。」とされていることからすれば、評定者等や関係市町村教育委員会は、公開されることはないという前提で評価し、実施機関に報告しているものと推察される。

このことからすれば、本件公文書を公開した場合、規則に基づいて市町村教育委員会を指導している実施機関自らが規則に違反する行為をすることになるばかりでなく、公開されることはないものとして評価を行った評定者等の期待を裏切ることにもなる。

したがって、本件公文書を公開することにより、実施機関と関係市町村教育委員会及び評定者等との間の信頼関係が損なわれるおそれがあるものと認められる。

- (3) 以上から、本件公文書は、本号(一)の「公開することにより」、「当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの」、「当該又は同種の事務事業の目的が損なわれるおそれのあるもの」及び「関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるもの」のいずれにも該当し、本号(二)の該当性について判断するまでもなく本号に該当する。

3 その他

本件公文書に関する実施機関の非公開決定は、条例第6条第1項第4号のほか同項第1号、第3号及び第6号に該当する情報が記載されていることを理由とするものである。

このように複数の非公開事由に該当することを理由として公文書の非公開決定がされた場合には、少なくとも非公開理由とされた一つの非公開事由に該当することが認められる場合には、その余の非公開事由に該当するか否かについて判断するまでもなく、当該非公開決定は妥当と判断されるべきものである。

したがって、上記2のとおり、本件公文書について条例第6条第1項第4号に該

当すると判断した以上、同項第1号、第3号及び第6号について判断するまでもなく、実施機関の本件非公開決定は妥当であると判断した。

第6 審査の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 9年 3月 6日	・ 諮問
平成 9年12月25日	・ 実施機関（教育庁義務教育課）から非公開理由説明書の受理
平成10年 1月21日	・ 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成10年 4月24日 （第64回審査会）	・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関から非公開理由の聴取 ・ 審議
平成10年 5月21日 （第65回審査会）	・ 審議
平成10年 6月12日 （第66回審査会）	・ 審議
平成10年 6月25日 （第67回審査会）	・ 審議

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について平成8年12月24日付けで秋田県教育委員会がなした非公開決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

(1) 条例第6条第1項第1号で、個人に関する一切の情報を原則として非公開にしたのは、プライバシーの保護に万全を期することとしたからであり、自分の勤務評定の内容を自分が知ることがプライバシーを侵害するとは思われない。

また、実施機関の非公開理由の中に「本人が自己の情報を公開請求した場合であっても適用されるものであるが、ましてや本件公文書は請求者本人が作成したものではなく…」という記述があるが、自分で作成し、内容の分かっているものを公開請求する必要があるだろうか。

(2) 条例第6条第1項3号、4号及び6号に該当するので公開できないというのは、人事管理は秘密に行うことが当然であり、そうしなければ公正、円滑に運営されないという考えに立っているからである。ガラス張りこそ公正なはずである。

また、実施機関は「評定者が評定するに当たり、いかに客観的に評価しようとしても、主観的要素を全く排除することは困難であるため…」と主張しているが、自ら恣意的判断が有り得ることを認めていることになる。

(3) 条例第6条第1項第4号の該当性として、実施機関は、人事管理上、公正、円滑な執行に支障をきたし、学校内の混乱をきたすと主張しているが、これは公開することによっての混乱ではなく、まさに勤務評定を行うことによる疑心暗鬼である。私が勤務評定の公開を求めるのも評価内容に疑心暗鬼しているからである。

(4) 勤務評定の結果が、任用、降任、免職、適正配置等人事事務の重要な資料として活用されるものであるならば、勤務評定の結果について知る権利があるはずである。

(5) 勤務評定が実施された当時、秋田県教職員組合と秋田県教育委員会との間で評定書は公開することが約束され、現在に至っているはずである。

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1 勤務評定書の性格等について

勤務評定書は職員の勤務実績や性格、能力、適正を評価し、記録するものであり、その結果は任用、降任、免職、適正配置等人事事務の重要な基礎資料として活用されるものである。そして、その目的、文書としての性格から、極めて守秘を要するものであり、公開の要素を持たないものである。

2 条例第6条第1項第1号への該当性について

本件文書は特定の個人の職務状況、出勤状況、能力等について評価したものであり、明らかに個人に関する情報であって特定の個人が識別されるものであることから本号に該当する。

また、本号は、本人が自己の情報を公開請求した場合であっても適用されるものであるが、ましてや本件文書は請求者本人が作成したものではなく、評価する義務のある者（以下「評定者」という。）が作成し、提出したものであるから本号に該当する。

3 条例第6条第1項第3号への該当性について

異議申立人の場合のような県費負担職員の勤務成績の評定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第46条に基づいて、市町村教育委員会が行うことになっている。これに基づいて定められた「秋田県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則」（昭和33年教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）により、教諭については校長がその評定をするとともに市町村教育長がその評定の調整を行い、その結果を県教育委員会に報告することになっている。

県教育委員会は、市町村教育委員会から提出される勤務評定書や人事異動内申書等により人事作業を行っていくものであり、こうした一連の流れの中で勤務評定書は、まさしく県教育委員会と市町村教育委員会の協力関係によってなされる人事事務に関する公文書である。

本件文書は規則第6条第4項「勤務評定の結果は秘密の事項として取扱わなければならない」により、非公開を前提として作成されたもので、市町村教育委員会に対してそのように指導しており、それを県教育委員会自ら破ることは市町村教育委員会の信頼を失うことになるばかりでなく、評定者である校長との信頼関係も損なうことになるから本号に該当する。

4 条例第6条第1項第4号への該当性について

本件公文書は、評定者が自己の個人的利害関係を離れ、また、恣意的判断を排して公正に記載すべきものであるが、これが公開されることになれば、次に記載のとおり勤務評定を行う目的が損なわれ、人事管理上の意思決定や人事事務の公正かつ円滑な執行に支障をきたすことになる。

- (1) 公開されるとすれば、今後評定者は、所見欄等が関係職員の目に触れ、場合によっては、その記載の当否について批判を受けることを前提に記載せざるを得なくなり、必要な意見や評価を率直に記載することを差し控え、ひいては、適切な評価をし得る者の意見が人事管理担当者に対する確に伝えられない事態が生ずるおそれがある。その結果勤務評定が形骸化し、その目的を損なうことになる。
- (2) 本人の公開請求であっても、これに応じた場合、評定者が評定するに当たり、いかに客観的に評価しようとしても、主観的要素を全く排除することは困難であるため、開示した結果をめぐって両者の主観的判断の相違から意見の対立が生じ、評定者と被評定者が同一職場に存することもあって、被評定者である本人に不満や不服・不信感を抱かせ、疑心暗鬼の状況となる。学校にそうした状況が蔓延することによって、関係当事者間の信頼関係が損なわれ、学校内に相互不信等の大きな混乱を生じさせることになる。
- (3) 勤務評定書は、任用、降任、免職、適正配置等の人事業務の重要な基礎資料であり、これを公開することにより人事異動での裁量権（人事権）に対する不当な干渉が行われ、人事権が侵害されたり、人事に対する不平・不満が噴出することも予想され、県の教育行政の公正かつ円滑な運営に著しい支障をきたすことになる。

以上のことから、本号（一）及び（二）に該当する。

5 条例第6条第1項第6号への該当性について

規則第6条第4項に「勤務評定の結果は秘密の事項として取扱われなければならない。」と規定されており、明らかに公開することができない情報である。したがって、本号に該当する。

6 その他

異議申立人は、秋田県教職員組合と秋田県教育委員会との間で評定書は公開することが約束されていると主張しているが、そのような事実はない。

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	小 賀 野 晶 一	秋田大学教育文化学部教授
	平 川 信 夫	弁 護 士
会 長 代 理	藤 川 浄 之	秋田魁新報社専務取締役
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

（平成10年7月1日現在）